

# お知らせ（事業の施行について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和5年3月31日付で伊那都市計画道路事業3・3・34号 伊駒アルプスロード線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、都市計画法第66条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画道路事業3・3・34号 伊駒アルプスロード線
- 2 施行者の名称  
国土交通大臣
- 3 事務所の所在地  
長野県飯田市東栄町3350番地（中部地方整備局 飯田国道事務所）
- 4 事業地の所在  
ア 収用の部分  
長野県伊那市西春近及び東春近 地内  
イ 使用の部分  
長野県伊那市西春近及び東春近 地内
- 5 事業施行期間  
令和5年3月31日～令和10年3月31日
- 6 建築等の制限について  
令和5年3月31日以降は事業地内の土地建物等について、事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、伊那市長の許可が必要になります。

- 7 土地建物の売買の制限について  
令和5年5月8日の翌日から起算して10日を経過した後に事業用地内の土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けなければなりません。届出から30日以内に施行者が届出に掛かる土地建物等を買取り取るべき旨を通知したときは、予定金額で売買が成立したものとみなされます。

なお、この事業に関する関係図面は、伊那市役所伊駒アルプスロード推進課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、下記連絡先へおたずねください。また、用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所用地課、伊那市役所伊駒アルプスロード推進課においでくだされば配布いたします。

連絡先 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所  
所在地 長野県飯田市東栄町3350番地  
事業の施行に関すること 計画課 電話 0265-53-7204  
用地補償に関すること 用地課 電話 0265-53-7202

# お知らせ（用地補償について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和5年3月31日付で伊那都市計画道路事業3・3・34号 伊駒アルプスロード線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第70条の規定に基づいて適用される土地収用法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

- 1 事業承認の告示があった土地（起業地）  
左記4のとおり  
（注）この土地を表示する図面は、伊那市役所伊駒アルプスロード推進課で縦覧ができます。
- 2 土地価格の固定について  
前記1の土地については、事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）をもって土地価格が固定され権利取得裁決までの物価の変動に応じて修正が加えられることとなります。
- 3 関係人の範囲の制限について  
事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、権利者に含まれません。
- 4 裁決手続開始の登記について  
土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記がなされると、権利者が決まります。そのため、この登記後に権利を継承等した方は、相続等の場合を除き、権利者に含まれません。
- 5 損失補償の制限について  
事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）以降に、起業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ長野県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

- 6 裁決申請の請求について  
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。

- 7 補償金の支払請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

- 8 明渡裁決の申立について  
明渡裁決の申立は、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接長野県収用委員会あてに申立をすることができます。

- 9 お知らせの配布について  
用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所用地課、伊那市役所伊駒アルプスロード推進課においでくだされば配布いたします。

連絡先 国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所  
所在地 長野県飯田市東栄町3350番地  
事業の施行に関すること 計画課 電話 0265-53-7204  
用地補償に関すること 用地課 電話 0265-53-7202